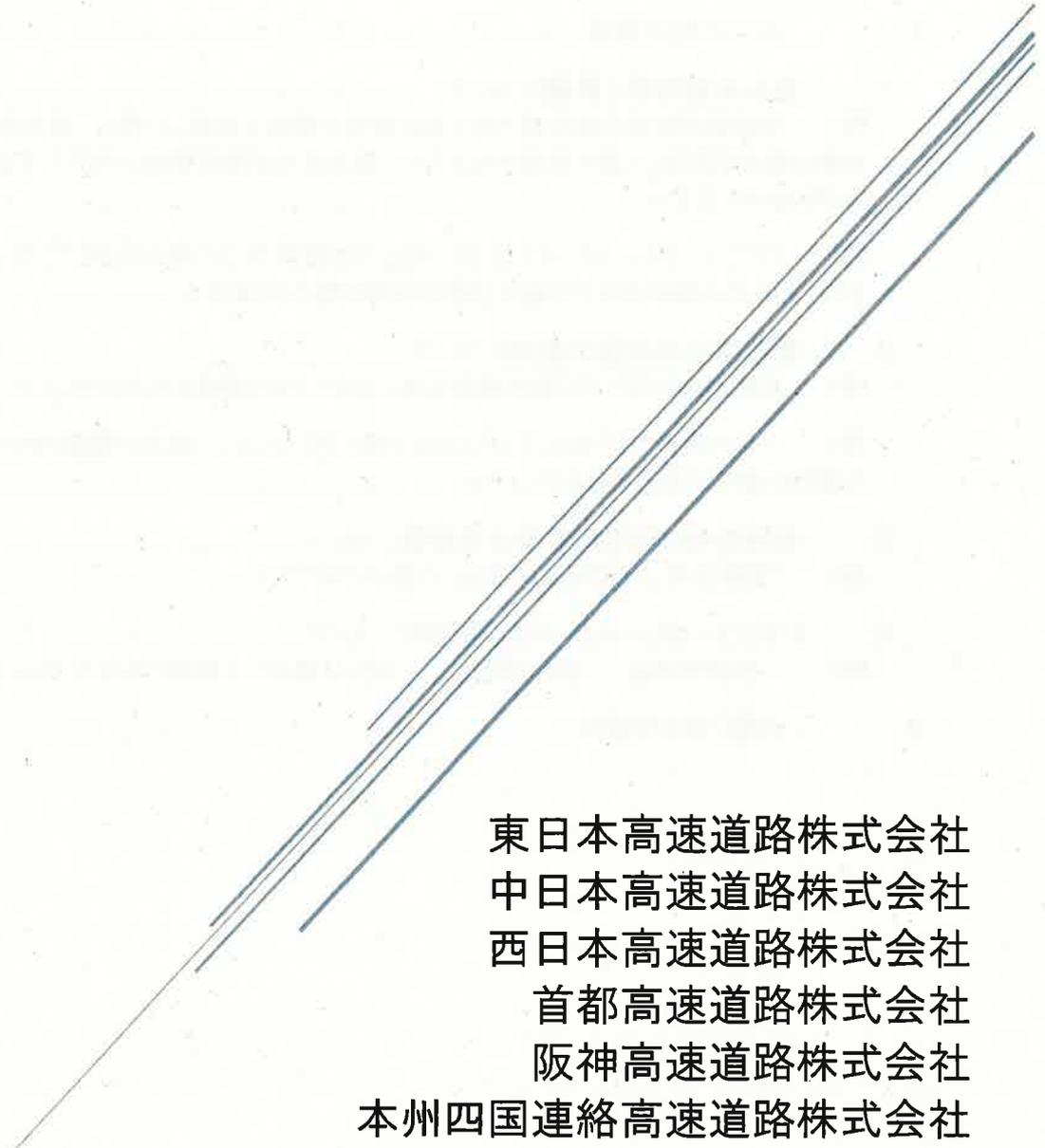


車両制限令違反者に対する 大口・多頻度割引停止措置等の見直しについて

平成29年1月



東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社
首都高速道路株式会社
阪神高速道路株式会社
本州四国連絡高速道路株式会社

I.	車両制限令違反者に対する大口・多頻度割引停止措置等の見直しについて	2
	<割引停止措置等の見直し内容>	2
	① 違反点数等の見直し	2
	② 累積期間等の見直し	4
	③ 違反項目の見直し	7
	<参考>	8
	<点数基準表>	9
	<違反点数解説>	12
II.	よくいただくご質問	18
	1. 違反点数加算と累積について	18
	問1 事業協同組合の組合員である違反会社が組合を脱退した場合、違反会社の累積点数は組合を脱退した後も継続されますか。違反会社が別の組合に再加入する場合、点数は引き継がれますか。	18
	問2 ETCコーポレートカードではなく、現金又は信販会社が発行するETCカードで支払いを行った走行の際の違反でも違反点数の加算対象となりますか。	18
	2. 割引停止等措置の適用について	18
	問3 平成29年4月1日以降も講習会はこれまでどおり実施されるのでしょうか。	18
	問4 一度の集計で60点以上(たとえば累積120点など)の違反が確認された場合、複数の措置の適用が決定するのでしょうか。	18
	3. 即時告発に係る割引停止等措置について	19
	問5 「即時告発」と「即時告発相当」の違いは何ですか。	19
	4. ETCコーポレートカード利用約款について	19
	問6 一部割引停止・一部利用停止の「一部」は違反した車両のみなののでしょうか。	19
III.	お問い合わせ窓口	20

1. 車両制限令違反者に対する大口・多頻度割引停止措置等の見直しについて

東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)(以下「高速道路6会社」という。)では、重量超過等の違反が後を絶たず、道路を著しく劣化させる要因となっていることを踏まえ、道路構造物の保全、道路法令違反抑止及び安全走行の啓発を目的として、違反車両に対する徹底した指導取り締まりとあわせ、以下のとおり、平成29年4月1日から高速道路6会社各々の大口・多頻度割引制度において、車両制限令違反者に対する割引停止措置等を見直いたします。(別紙①参照)



《割引停止措置等の見直し内容》

① 違反点数等の見直し

(1) 【即時告発】悪質な違反者(重量が基準の2倍以上)に対する対応を強化します

現行		→	平成29年4月1日から	
即時告発の結果	措置(※)		即時告発の結果	措置(※)
有罪	一部割引停止		有罪	即時告発をもって一部割引停止 (1か月以上)
不起訴	—		不起訴	

※ 即時告発の結果にかかわらず、違反に応じた点数は別途加算します。

【即時告発について】

- 「総重量の最高限度の2倍以上の違反」が即時告発対象となり、対象となる違反については、高速道路会社等が運転手と法人の両者に対し準備が整い次第即時告発を実施します(※)。対象となる違反について即時告発を実施した時点で、当該違反者が保持している累積点数による措置とは別に、即時告発による一部割引停止措置の適用が決定します。

※ 平成27年1月23日付け国土交通省HP 車両の通行の制限の一部改正について
http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000467.html を参照。

なお、特殊車両通行許可を受けた車両にあっては、「許可を受けた車両の総重量から車両の総重量の最高限度を減じた重量に、車両の総重量の最高限度の2倍の重量を加算した重量以上の違反」が即時告発の対象となるため、「即時告発相当」の違反すべてが即時告発されるわけではありません。「即時告発相当」であるが即時告発の対象とならない例は、下記のような場合です。(重量などはいずれも仮定の数値)

《最遠軸距8.00m 以上9.00m 未満のセミトレーラーが下記の違反状態で高速自動車国道を走行した場合》

- ・総重量の最高限度(一般的制限値) 25.00t
- ・総重量30.00t の特殊車両通行許可あり
- ・総重量違反の計測値 52.00t

《「即時告発相当」に該当するか?》

「即時告発相当」とは、「措置命令 B 又は C 相当の違反のうち、総重量が最高限度の2倍以上の違反」つまり、 $25.00t \times 2 = 50.00t$ 以上の違反を指します。この車両は52.00t なので「即時告発相当」に該当し、30点の違反点数が加算されます。

《「即時告発」に該当するか?》

この車両は許可を受けているので、即時告発の対象となるのは、「許可を受けた車両の総重量から車両の総重量の最高限度を減じた重量に、車両の総重量の最高限度の2倍の重量を加算した重量以上の違反」つまり、 $(30.00t - 25.00t) + 25.00t \times 2 = 55.00t$ 以上の違反です。この車両は52.00t なので、即時告発の対象にはなりません。よって、この違反によって即時告発されることはなく、即時告発による一部割引停止となることもありません。

(2) 【点数区分】措置命令等の発出基準に応じて違反点数区分を見直します

現行		平成29年4月1日から	
違反種別(※)	点数	違反種別(※)	点数
指導警告	—	指導警告	3点
措置命令A	3点~15点	措置命令A	5点
措置命令B又はC	5点~15点	措置命令B又はC	15点
即時告発相当	15点~30点	即時告発相当	30点

※ 違反種別(指導警告、措置命令A~C)の用語の定義については、「別紙② (2)用語の定義」を参照願います。

※ 『即時告発相当』とは、措置命令B又はC相当の違反のうち重量が基準の2倍以上の違反を指します。

【違反点数加算について】

- 詳細な点数基準表については、別紙②をご参照ください。
- 寸法、重量など、複数の車両諸元で違反があった場合は、それぞれの実測値に応じた点数が合算されます。詳しくは別紙③をご参照ください。
- 「即時告発相当」の違反とは、措置命令 B 又は C 相当の違反のうち、総重量が車両制限令に定める一般的制限値の2倍以上の違反を指します。当該違反に対する措置命令書が発出された時点で違反点数30点の加算が決定します。
 なお、前項【即時告発について】の説明のとおり、「即時告発相当」の違反すべてが即時告発されるわけではありません。

② 累積期間等の見直し

(1) 違反点数の累積期間を3か月(現行)から2年間(平成29年4月1日～)に拡大します

現行		平成29年4月1日から	
累積期間	適用要件	累積期間	適用要件
3か月 (四半期)	高速道路6会社が指定する四半期において違反を繰り返した場合に適用	2年間	累積点数に応じて適用

(2) 違反点数の累積

現行		平成29年4月1日から	
違反点数	措置内容	累積違反点数	措置内容
30点	講習会等による指導及び警告	30点	講習会等による指導
上記に定める警告期間内に30点以上	一部割引停止又は一部利用停止(1年以内の期間を定めて設定)	60点	一部割引停止(1か月)
		90点	一部割引停止(2か月)
		120点	一部利用停止(1か月)
		150点	一部利用停止(2か月)

※ 即時告発を行った場合は、累積違反点数にかかわらず、「一部割引停止(1か月以上)」を適用します。

【累積違反点数について】

- 平成29年4月1日からの見直しにおける違反点数の累積については、従前と同様に事業者単位で累積されます。
- 60点、90点、120点など、累積点数に応じた割引停止措置等を定めており、それぞれの措置の基準となる累積点数に達するごとに、割引停止措置等を適用します。一度の集計により、それぞれの基準に達した場合は(例:一度の集計で累積120点となった場合、60、90、120点に到達)、累積点数に応じた、一部割引停止措置(1か月+2か月)及び一部利用停止措置(1か月)を全て適用します。
- 違反点数は事業者単位で2年間累積するため、累積期間途中で割引停止措置等の対象となり、措置が適用された場合でも点数のクリアとはなりません。累積点数に応じた割引停止措置等の考え方については、次ページのイメージ図をご覧ください。
- 累積違反点数180点 ⇒ 一部利用停止(3か月)、210点 ⇒ 一部利用停止(4か月)などのように累積違反点数150点以降も、30点ごとに一部利用停止期間が1か月ずつ延長されます。
- 割引停止・利用停止の期間中に、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)が定めるETCコーポレートカード利用約款、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)各社の営業規則に違反する行為が認められた場合は、更なる措置が適用されません。

【割引停止措置、利用停止措置等の内容】

区分	措置内容
一部割引停止	契約者のカードの一部について割引を停止するもの。
一部利用停止	契約者のカードの一部について利用を停止するもの。
全部割引停止	契約者のカードの全部について割引を停止するもの。
全部利用停止	契約者のカードの全部について利用を停止するもの。
契約資格取消し	契約者の資格を取り消すもの。

- 「契約者のカードの一部」とは、契約者が法人の場合は違反したカード利用者の所属する事業所・支店を、契約者が事業協同組合の場合は、違反したカード利用者が所属する組合員のカードの全部を指します。
- 「契約者のカードの全部」とは、契約者が法人の場合は法人全体を、契約者が事業協同組合の場合は組合全体を指します。
- 全部割引停止措置の適用は、ETC コーポレートカード利用約款(以下、「利用約款」という。)第23条に基づく一部割引(利用)停止期間中(車両制限令以外の違反による停止期間中も対象)に、その期間中における新たな違反の累積点数が「1か月間に10点」以上になる場合を対象とします。
- 全部利用停止の適用は、利用約款第24条第1項第三号に基づく全部割引停止期間中(車両制限令以外の違反による停止期間中も対象)に、その期間中における新たな違反の累積点数が「1か月間に10点」以上になる場合を対象とします。
- 契約資格取消しの適用は、利用約款第24条第2項第八号に基づく全部利用停止期間中(車両制限令以外の違反による停止期間中も対象)に、その期間中における新たな違反の累積点数が「1か月間に10点」以上になる場合を対象とします。

割引停止措置等に至るまでのイメージ

平成29年4月1日からは、2年間の累積期間を設け、違反者ごとに違反点数を計算していきます。

年	平成29年度												平成30年度												平成31年				
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8
車両制限令違反	違反30点			違反30点			違反60点			違反60点			違反30点																
当初の累積期間 (H29.4~H31.3)	累積なし			累積30点			累積60点			累積120点																			
次の累積期間 (H30.4~H32.3)													累積60点			累積90点													
措置内容	累積点数30点により講習会呼び出し等の実施決定			累積点数60点により一部割引停止(1か月)の実施決定			累積点数120点により一部利用停止(1か月)に加え、累積点数90点による一部割引停止(2か月)の実施決定			累積点数90点により一部割引停止(2か月)の実施決定																			

違反点数の累積状況に応じて割引停止措置、利用停止措置等が適用されます。

- ※ 当初の累積期間は平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2か年とし、以降は1年度ずつずらし2年間を設定します。
(上記期間の場合、次期2年間は平成30年4月1日から平成32年3月31日)

累積違反点数と利用約款に基づく警告等のイメージ

違反点数の累積により割引停止措置等の適用が決定した場合、利用約款に基づく契約者に対する警告が行われます。

年	平成29年度												平成30年度					
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	~	1	2	3	
車限令違反	違反30点			違反30点			違反60点			違反60点			違反60点					
当初の累積期間 (H29.4~H31.3)	累積なし			累積30点			累積60点			累積120点								
組合員	講習会呼び出し等の決定			一部割引停止(1か月)			一部利用停止(1か月) 一部割引停止(2か月)											
事業協同組合 (契約者)	講習会呼び出し等の決定			利用約款に基づく警告(1回目) カードの追加発行不可(1か月)			利用約款に基づく警告(2回目) カードの追加発行不可(2か月)											
備考	・カードの追加発行不可は、利用約款第7条7項二号に基づき実施されます。 ・一部割引停止期間中に利用約款等に違反する行為が認められた場合、利用約款第24号1項三号に基づく全部利用停止措置等、更なる措置が適用されます。 ・契約者が事業協同組合ではない場合(法人・個人の場合)は、上の「組合員」欄と「事業協同組合(契約者)」欄の両方が該当するものとして読み替えてください。																	

※当初の累積期間(H29.4~H31.3)におけるイメージ

③ 違反項目の見直し

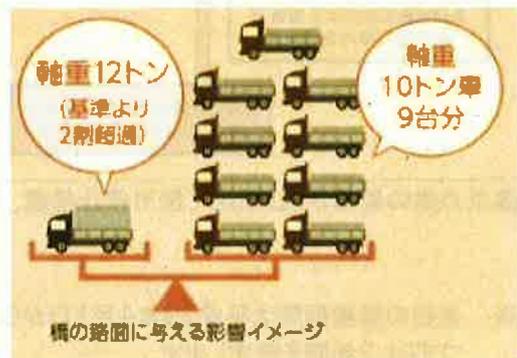
軸重超過に対する措置命令等の発出基準に応じて違反点数を設定します

現行		平成29年4月1日から	
軸重超過	点数	軸重超過	点数
指導警告	なし	指導警告	3点
措置命令B又はC		措置命令B又はC	15点

重量超過等違反車両による影響

車両の重量による道路構造物の疲労に及ぼす影響は、道路橋の床版で12乗といわれています。仮に、大型車両1台が、制限値である軸重10トンよりも2トン超過した場合は、床版に対しては約9台分[(12/10)の12乗]の疲労が蓄積されることになり、少しの重量オーバーでも大きな影響を与えます。

出典：国土交通省



《参考》

【車両制限令違反に対する取り組み】

道路の構造を保全し又は交通の危険を防止するため、道路を通行する車両は、車両制限令により重量・寸法等の制限値が定められています。(道路法第47条第1項)

この車両制限令に違反する車両のうち、特に重量違反車両は、国民の財産である道路を著しく劣化させる要因となるだけでなく、速度低下、操作性低下など、重大事故を誘発する可能性のある極めて危険な車両であり、厳しく取り締まる必要があります。

高速道路6会社では、車両制限令違反車両を専門的に取り締まる部隊を組織し、日々、違反車両に対する指導取り締まりを行うとともに、悪質な違反者につきましては、別途、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と高速道路6会社連名による文書警告や車両制限令違反者講習会に悪質違反者(社)の責任者を招請して対面指導を行うなど、違反撲滅に向けた取り組みを行っているところです。

また、「道路の老朽化対策に向けた大型車の通行の適正化方針(平成26年5月9日 国土交通省道路局)」に基づき、特に基準の2倍以上の重量超過等悪質な違反者に対しては、現地取締りで違反を確認した場合、即時告発を実施するなど厳罰化を図っています。

なお、平成28年10月からは、NEXCO3社が管理する道路に加え、新たに首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)が管理する道路においても、大口・多頻度割引の割引停止措置等を適用するとともに、車両制限令違反情報を高速道路6会社で共有し、この情報に基づいて、大口・多頻度割引の割引停止措置及びETCコーポレートカードの利用停止措置を高速道路6会社において統一的に適用することにしております。

【社会資本整備審議会 道路分科会 国土幹線道路部会 中間答申(抜粋)】

平成27年7月30日 高速道路を中心とした「道路を賢く使う取組」において、次のように提言されています。

＜大型車の効果的・効率的な利用を促すための料金施策＞

- 大型車による効果的・効率的な利用を実現するため、法令における処分の厳格化や自動取締り機器の増設等によるさらなる取締りの強化に加えて、都心部の交通集中による環境や構造物への負荷の軽減等を促進する圏央道などの環状道路の料金低減や都心部の通過交通に対する料金施策について検討を進めるべきである。
- 加えて、特に構造物に致命的な損傷を発生させる過積載について、重量計の適切な運用により違反が確認された過積載車両に対する割引停止のあり方についても検討を進めるべきである。
- 具体的には、東・中・西日本高速のみが導入している違反車両への割引停止措置等について、利用者への周知を図った上で、統一化するとともに、講じた措置を高速道路会社間で共有する必要がある。

《点数基準表》

(1) 平成29年4月1日より適用となる違反点数区分表

諸元	違反点数			
	3点	5点	15点	30点
高さ	指導警告相当の違反	措置命令A相当の違反	措置命令B又はC相当の違反	措置命令B又はC相当かつ基準の2倍以上の超過違反
幅				
長さ				
総重量				
軸重				

(2) 用語の定義

用語	内容
指導警告	車両制限令違反車両のうち、措置命令の発出基準に至らない違反に対する指導
措置命令A	法定速度を遵守し、可能な限り低速で走行のうえ、指定する場所から流出させる行政処分
措置命令B	法定速度を遵守し、可能な限り低速で走行のうえ、指定する場所まで移動し、当該車両の諸元を車両制限令に規定する制限値(通行許可を受けている場合はその許可値)以下になるよう、積荷貨物の分割等により軽減させる行政処分
措置命令C	法定速度を遵守し、可能な限り低速で走行のうえ、指定する場所まで移動し、必要な通行許可を受けるまでの間、当該車両をその場に留め置く行政処分

【措置命令】

道路法(以下「法」という。)第47条の4第1項に基づく行政処分。

法第47条第2項の規定に違反し、又は同条第1項の政令で定める最高限度(車両制限令第3条に規定する車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度をいう。)を超える車両の通行に関し、法第47条の2第1項の規定により付した条件に違反して車両を通行させている者等に対して行う。

点数基準表

1. 単車、セミトレーラ及びフルトレーラのうち特例車種以外のもの

(1)総重量(t)

道路	諸元		車種	点数			
	最速軸距(m)	車長(m)		3点	5点	15点	30点
高速自動車国道・ 一般有料道路等 (指定道路内)	～5.5未満	問わず	単車	20超～22	22超～30	30超～40未満	40～
			2軸牽引車	20超～22	22超～37	37超～40未満	40～
			3軸牽引車	20超～22	22超～40未満	-	40～
	5.5～7未満	～9未満	単車	20超～22	22超～30	30超～40未満	40～
			2軸牽引車	20超～22	22超～37	37超～40未満	40～
			3軸牽引車	20超～22	22超～40未満	-	40～
	5.5～7未満	9～	単車	22超～24.2	24.2超～30	30超～44未満	44～
			2軸牽引車	22超～24.2	24.2超～37	37超～44未満	44～
			3軸牽引車	22超～24.2	24.2超～42	42超～44未満	44～
	7～	～9未満	単車	20超～22	22超～30	30超～40未満	40～
			2軸牽引車	20超～22	22超～37	37超～40未満	40～
			3軸牽引車	20超～22	22超～40未満	-	40～
	7～	9～11未満	単車	22超～24.2	24.2超～30	30超～44未満	44～
			2軸牽引車	22超～24.2	24.2超～37	37超～44未満	44～
			3軸牽引車	22超～24.2	24.2超～42	42超～44未満	44～
	7～	11～	単車	25超～27.5	27.5超～30	30超～50未満	50～
			2軸牽引車	25超～27.5	27.5超～37	37超～50未満	50～
			3軸牽引車	25超～27.5	27.5超～42	42超～50未満	50～
一般有料道路等 (指定道路外)	-	-	単車	20超～22	22超～30	30超～40未満	40～
			2軸牽引車	20超～22	22超～37	37超～40未満	40～
			3軸牽引車	20超～22	22超～40未満	-	40～

表中の「一般有料道路等」は、本四高速、首都高速、阪神高速を含みます。

(2)軸重(t)

諸元	点数			
道路	3点	5点	15点	30点
全て	10超～15	-	15超～	-

(3)高さ(m)

諸元	点数			
道路	3点	5点	15点	30点
指定道路内	4.1超～4.2	4.2超～4.5	4.5超～	-
指定道路外	3.8超～3.9	3.9超～4.3	4.3超～	-

(4)幅(m)

諸元	点数			
道路	3点	5点	15点	30点
全て	2.5超～2.6	2.6超～3.25	3.25超～	-

(5)長さ(m)

道路	諸元		点数			
	はみ出し	車種	3点	5点	15点	30点
-	-	単車	12超～13	13超～	-	-
高速自動車国道	あり	セミトレーラ	12超～13	13超～	-	-
		フルトレーラ	12超～13	13超～	-	-
	なし	セミトレーラ	16.5超～17.5	17.5超～	-	-
		フルトレーラ	18超～19	19超～	-	-
一般有料道路等	-	-	12超～13	13超～	-	-

表中の「一般有料道路等」は、本四高速、首都高速、阪神高速を含みます。

2. セミトレーラ及びフルトレーラ(特例車種)

※特例車種とは、車両制限令第3条第2項に定めるセミトレーラ連結車及びフルトレーラ連結車が該当します。

(1)総重量(t)

道路	諸元		車種	点数			
	最遠軸距(m)			3点	5点	15点	30点
	以上	未満					
高速自動車国道	~	8	2軸牽引車 3軸牽引車	特例車種以外と同様			
	8	9	2軸牽引車	25超~27.5	27.5超~37	37超~50未満	50~
			3軸牽引車	25超~27.5	27.5超~42	42超~50未満	50~
	9	10	2軸牽引車	26超~28.6	28.6超~37	37超~52未満	52~
			3軸牽引車	26超~28.6	28.6超~42	42超~52未満	52~
	10	11	2軸牽引車	27超~29.7	29.7超~37	37超~54未満	54~
			3軸牽引車	27超~29.7	29.7超~42	42超~54未満	54~
	11	12	2軸牽引車	29超~31.9	31.9超~37	37超~58未満	58~
			3軸牽引車	29超~31.9	31.9超~42	42超~58未満	58~
	12	13	2軸牽引車	30超~33	33超~37	37超~60未満	60~
			3軸牽引車	30超~33	33超~42	42超~60未満	60~
	13	14	2軸牽引車	32超~35.2	35.2超~37	37超~64未満	64~
			3軸牽引車	32超~35.2	35.2超~42	42超~64未満	64~
	14	15	2軸牽引車	33超~36.3	36.3超~37	37超~66未満	66~
			3軸牽引車	33超~36.3	36.3超~42	42超~66未満	66~
	15	15.5	2軸牽引車	35超~37	-	37超~70未満	70~
			3軸牽引車	35超~38.5	38.5超~42	42超~70未満	70~
	15.5	~	2軸牽引車	36超~37	-	37超~72未満	72~
		3軸牽引車	36超~39.6	39.6超~42	42超~72未満	72~	

道路	諸元		車種	点数			
	最遠軸距(m)			3点	5点	15点	30点
	以上	未満					
一般有料道路等 (指定道路内)	~	8	2軸牽引車 3軸牽引車	特例車種以外と同様			
	8	9	2軸牽引車	25超~27.5	27.5超~37	37超~50未満	50~
			3軸牽引車	25超~27.5	27.5超~42	42超~50未満	50~
	9	10	2軸牽引車	26超~28.6	28.6超~37	37超~52未満	52~
			3軸牽引車	26超~28.6	28.6超~42	42超~52未満	52~
	10	~	2軸牽引車	27超~29.7	29.7超~37	37超~54未満	54~
3軸牽引車			27超~29.7	29.7超~42	42超~54未満	54~	
一般有料道路等 (指定道路外)	~	8	2軸牽引車 3軸牽引車	特例車種以外と同様			
	8	9	2軸牽引車	24超~26.4	26.4超~37	37超~48未満	48~
			3軸牽引車	24超~26.4	26.4超~42	42超~48未満	48~
	9	10	2軸牽引車	25.5超~28.05	28.05超~37	37超~51未満	51~
			3軸牽引車	25.5超~28.05	28.05超~42	42超~51未満	51~
	10	~	2軸牽引車	27超~29.7	29.7超~37	37超~54未満	54~
3軸牽引車			27超~29.7	29.7超~42	42超~54未満	54~	

表中の「一般有料道路等」は、本四高速、首都高速、阪神高速を含みます。

(2)軸重(t)

諸元	点数			
道路	3点	5点	15点	30点
全て	10超~15	-	15超~	-

(3)高さ(m)

諸元	点数			
道路	3点	5点	15点	30点
指定道路内	4.1超~4.2	4.2超~4.5	4.5超~	-
指定道路外	3.8超~3.9	3.9超~4.3	4.3超~	-

(4)幅(m)

諸元	点数			
道路	3点	5点	15点	30点
全て	2.5超~2.6	2.6超~3.25	3.25超~	-

(5)長さ(m)

道路	諸元		点数			
	はみ出し	車種	3点	5点	15点	30点
高速自動車国道	あり	セミトレーラ	12超~13	13超~	-	-
		フルトレーラ	12超~13	13超~	-	-
	なし	セミトレーラ	16.5超~17.5	17.5超~	-	-
		フルトレーラ	18超~19	19超~	-	-
一般有料道路等	-	-	12超~13	13超~	-	-

表中の「一般有料道路等」は、本四高速、首都高速、阪神高速を含みます。

《違反点数解説》

別紙③

指導警告書の場合

前提条件

- 大型トラック(3軸車)
- 車長(積載物含む)は11.64m(最遠軸距は7.1m)
- 積載物のはみ出し無し
- 車両通行許可証は不携帯

各違反点数の考え方は以下のとおりとなります。(参考資料:点数基準表)

① 『総重量違反』に関する違反点数

車両の実測総重量は25,500kg(25.5t)、最遠軸距が7.1m、車長が11.64mなので、新しい点数基準表では赤枠で示した『指導警告:3点』となります。

② 『幅違反』に関する違反点数

車両の実測の幅は2.55mなので、新しい点数基準表では青枠で示した『指導警告:3点』となります。

この場合、上記①、②の違反点数合計で6点となります。

様式14-3
(指導警告書参考様式)

※実際の指導警告書には違反点数等は記載されていません

《大型トラック（単車）》

3軸車

車長：11.64m

（最遠軸距：7.1m・はみ出し無し）

第 0000 号

平成 00 年 00 月 00 日

（住所）〇〇県◆◆市△△町1-1-1

（法人名）●●輸送株式会社

（氏名）×××× 殿

〇〇高速道路株式会社

指導取締員：〇〇〇〇 印

指 導 警 告 書

あなたが通行させている車両（番号：〇〇100あ0000 車両型式：AAAAA10AA
積載物：鉄骨）は、下記のとおり道路法に違反しているため、是正措置を講ずるとともに、今後このようなことのないよう十分注意されたく警告します。

記

- 違反日時 平成 00 年 00 月 00 日（月） 00 時 00 分
- 違反場所 〇〇自動車道 〇〇IC
- 車両諸元違反（道路法第47条第2項）

	実測値	車両制限令による 制限値	許可値	超過値	
一 総重量	25500 k.g.	25000 k.g.	k.g.	500 k.g.	3点①
二 軸重	k.g.	k.g.	k.g.	k.g.	
三 幅	2.55 m	2.50 m	m	0.05 m	3点②
四 長さ	m	m	m	m	
五 高さ	m	m	m	m	
4. 許可違反	総重量・軸重・幅・長さ・高さ				
5. 道路法第43条の2					
6. その他					

参考：点数基準表

単車、セミトレーラ及びフルトレーラのうち特例車種以外のもの

(1)総重量(t)

道路	諸元		車種	点数			
	最遠軸距(m)	車長(m)		3点	5点	15点	30点
高速自動車国道 一般有料道路等 (指定道路内)	～5.5未満	問わず	単車	20超～22	22超～30	30超～40未満	40～
			2軸牽引車	20超～22	22超～37	37超～40未満	40～
			3軸牽引車	20超～22	22超～40未満	-	40～
	5.5～7未満	～9未満	単車	20超～22	22超～30	30超～40未満	40～
			2軸牽引車	20超～22	22超～37	37超～40未満	40～
			3軸牽引車	20超～22	22超～40未満	-	40～
	5.5～7未満	9～	単車	22超～24.2	24.2超～30	30超～44未満	44～
			2軸牽引車	22超～24.2	24.2超～37	37超～44未満	44～
			3軸牽引車	22超～24.2	24.2超～42	42超～44未満	44～
	7～	～9未満	単車	20超～22	22超～30	30超～40未満	40～
			2軸牽引車	20超～22	22超～37	37超～40未満	40～
			3軸牽引車	20超～22	22超～40未満	-	40～
	7～	9～11未満	単車	22超～24.2	24.2超～30	30超～44未満	44～
			2軸牽引車	22超～24.2	24.2超～37	37超～44未満	44～
			3軸牽引車	22超～24.2	24.2超～42	42超～44未満	44～
	7～	11～	単車①	25超～27.5	27.5超～30	30超～50未満	50～
			2軸牽引車	25超～27.5	27.5超～37	37超～50未満	50～
			3軸牽引車	25超～27.5	27.5超～42	42超～50未満	50～
一般有料道路等 (指定道路外)	-	-	単車	20超～22	22超～30	30超～40未満	40～
			2軸牽引車	20超～22	22超～37	37超～40未満	40～
			3軸牽引車	20超～22	22超～40未満	-	40～

表中の「一般有料道路等」は、本四高速、首都高速、阪神高速を含みます。

(2)軸重(t)

諸元	点数			
道路	3点	5点	15点	30点
全て	10超～15	-	15超～	-

(3)高さ(m)

諸元	点数			
道路	3点	5点	15点	30点
指定道路内	4.1超～4.2	4.2超～4.5	4.5超～	-
指定道路外	3.8超～3.9	3.9超～4.3	4.3超～	-

(4)幅(m)

諸元	点数			
道路	3点	5点	15点	30点
全て	2.5超～2.6	2.6超～3.25	3.25超～	-

(5)長さ(m)

道路	諸元		点数			
	はみ出し	車種	3点	5点	15点	30点
-	-	単車	12超～13	13超～	-	-
高速自動車国道	あり	セミトレーラ	12超～13	13超～	-	-
		フルトレーラ	12超～13	13超～	-	-
	なし	セミトレーラ	16.5超～17.5	17.5超～	-	-
		フルトレーラ	18超～19	19超～	-	-
一般有料道路等	-	-	12超～13	13超～	-	-

表中の「一般有料道路等」は、本四高速、首都高速、阪神高速を含みます。

措置命令書の場合

前提条件

- 重量物運搬用セミトレーラ(トラクタ3軸・トレーラ3軸)
- 車長(積載物含む)は、17.5m(最遠軸距は 10.4m)
- 積載物のはみ出しはありません
- 総重量について 42,000kg(42.0t)までの許可証を携行していますが、許可された通行経路と異なる経路を走行していたところ取締りにて違反が判明した場合

各違反点数の考え方は以下のとおりとなります。(参考資料:点数基準表)

① 『総重量違反』に関する違反点数

車両の実測総重量は 53,500kg(53.5t)、最遠軸距が 10.4m、車長が 17.5mなので、新しい点数基準表では**赤枠で示した『即時告発相当:30点』**となります。

② 『軸重違反』に関する違反点数

車両の実測軸重は 12,200kg(12.2t)なので、新しい点数基準表では**青枠で示した『指導警告:3点』**に該当しますが、この例では総重量違反もあり、総重量違反で30点に該当していることから、重さ関係(①と②)で違反点数が高い①の30点を加算することとなります。

③ 『幅違反』に関する違反点数

車両の実測幅は 3.25mなので、新しい点数基準表では**紫枠で示した『措置命令 A:5点』**となります。

④ 『長さ違反』に関する違反点数

車両の実測の長さは 17.5mなので、新しい点数基準表では**緑枠で示した『指導警告:3点』**となります。

⑤ 『高さ違反』に関する違反点数

車両の実測の高さは 4.2mなので、新しい点数基準表では**茶枠で示した『指導警告:3点』**となります。

この場合、上記①～⑤の違反点数合計41点となります。

⑥特殊車両通行許可証の扱いについて

本違反の場合、通行許可時の条件の一つである通行経路を違反し、通行しているため、本許可証については無効扱いとなります。

※実際の措置命令書には違反点数等は記載されていません

様式14-1

※文書番号のないものは無効とする

《重量物運搬用セミトレーラー》 措置命令書

トラクター：3軸車
トレーラー：3軸車
(最遠軸距：10.4m・はみ出し無し)

部 0000 号
平成 00 年 00 月 00 日

住所 ○○県◆◆市△△町10-10-10

氏名 ×× ××

所属会社 所在地 ○○県◆◆市△△町1-1-1

法人名 ●●輸送株式会社

代表者 ■■ ■■

TEL 000-000-0000

道路管理者 独立行政法人日本高速道路保有・整備特設機構
(道路管理員) ○○ ○○

あなたが運行させている車両 (番号 ○○100あ0000・○○100か0000 車種記号 AA-AA10AAA・BB20BBBBB)

建設機械

以下の措置を命令する。

A 法定速度を遵守し、可能な限り低速で走行のうえ、 から使用すること。

B 法定速度を遵守し、可能な限り低速で走行のうえ、 ○○IC まで移動し、当該車両の諸元を車両制限令に規定する制限値（許可を受けている場合にあつては、その許可値）以下にすること。

C 法定速度を遵守し、可能な限り低速で走行のうえ、 まで移動し、新たに許可を受けるまでの間、当該車両を停止すること。

D 法定速度を遵守し、可能な限り低速で走行のうえ、 まで移動し、許可の通行条件を満たしたうえで運行すること。

また、次の事項に留意すること。

なお、この処分が不当と認められるときは、行政不服審査法の定めるところにより、異議申し立てを受け取付の日から起算して60日以内（当該処分が確定した日から起算して60日以内）に当該処分を不服申し立てることができる。また、当該処分が確定した日から起算して60日以内（当該処分が確定した日から起算して60日以内）に当該処分を不服申し立てることができる。また、当該処分が確定した日から起算して60日以内（当該処分が確定した日から起算して60日以内）に当該処分を不服申し立てることができる。

記

1 違反日時 平成 00 年 00 月 00 日 00 時 00 分

2 違反場所 ○○自動車道 ○○IC

3 違反内容 車両諸元違反

実測値 (ア)	車両制限令による制限値 (イ)	超過額 (ア-イ)	超過額 (ア-イ)	減点
総重量 53500 kg	25000 kg	28500 kg	30点①	42000 kg
軸重 12200 kg	10000 kg	2200 kg	3点②	
軸間 3.25 m	2.50 m	0.75 m	5点③	
長さ 17.5 m	16.5 m	1.0 m	3点④	
高さ 4.2 m	4.1 m	0.1 m	3点⑤	

条件違反

1 違反条項 道路法第47条第2項（車両制限令違反）、 道路法第47条の2第1項（条件違反）

5 その他 今回、許可無効として取扱った理由 重大な諸元違反、 許可証有効期限切れ、 通行経路違反、 積載貨物違反、 連結車違反、 許可証無し、（ 不掲載 無許可）

※ 該当する項目に印を付ける。

(交付者:)

参考：点数基準表

単車、セミトレーラ及びフルトレーラのうち特例車種以外のもの

(1)総重量(t)

道路	諸元		車種	点数			
	最遠軸距(m)	車長(m)		3点	5点	15点	30点
高速自動車国道・ 一般有料道路等 (指定道路内)	～5.5未満	問わず	単車	20超～22	22超～30	30超～40未満	40～
			2軸牽引車	20超～22	22超～37	37超～40未満	40～
			3軸牽引車	20超～22	22超～40未満	-	40～
	5.5～7未満	～9未満	単車	20超～22	22超～30	30超～40未満	40～
			2軸牽引車	20超～22	22超～37	37超～40未満	40～
			3軸牽引車	20超～22	22超～40未満	-	40～
	5.5～7未満	9～	単車	22超～24.2	24.2超～30	30超～44未満	44～
			2軸牽引車	22超～24.2	24.2超～37	37超～44未満	44～
			3軸牽引車	22超～24.2	24.2超～42	42超～44未満	44～
	7～	～9未満	単車	20超～22	22超～30	30超～40未満	40～
			2軸牽引車	20超～22	22超～37	37超～40未満	40～
			3軸牽引車	20超～22	22超～40未満	-	40～
	7～	9～11未満	単車	22超～24.2	24.2超～30	30超～44未満	44～
			2軸牽引車	22超～24.2	24.2超～37	37超～44未満	44～
			3軸牽引車	22超～24.2	24.2超～42	42超～44未満	44～
	7～	11～	単車	25超～27.5	27.5超～30	30超～50未満	50～
			2軸牽引車	25超～27.5	27.5超～37	37超～50未満	50～
			3軸牽引車	25超～27.5	27.5超～42	42超～50未満	50～
一般有料道路等 (指定道路外)	-	-	単車	20超～22	22超～30	30超～40未満	40～
			2軸牽引車	20超～22	22超～37	37超～40未満	40～
			3軸牽引車	20超～22	22超～40未満	-	40～

表中の「一般有料道路等」は、本四高速、首都高速、阪神高速を含みます。

(2)軸重(t)

諸元	点数			
道路	3点	5点	15点	30点
全て	10超～15	-	15超～	-

(3)高さ(m)

諸元	点数			
道路	3点	5点	15点	30点
指定道路内	4.1超～4.2	4.2超～4.5	4.5超～	-
指定道路外	3.8超～3.9	3.9超～4.3	4.3超～	-

(4)幅(m)

諸元	点数			
道路	3点	5点	15点	30点
全て	2.5超～2.6	2.6超～3.25	3.25超～	-

(5)長さ(m)

道路	諸元		車種	点数			
	はみ出し			3点	5点	15点	30点
-	-	-	単車	12超～13	13超～	-	-
高速自動車国道	あり	なし	セミトレーラ	12超～13	13超～	-	-
			フルトレーラ	12超～13	13超～	-	-
	なし	セミトレーラ	16.5超～17.5	17.5超～	-	-	
		フルトレーラ	18超～19	19超～	-	-	
一般有料道路等	-	-	-	12超～13	13超～	-	-

表中の「一般有料道路等」は、本四高速、首都高速、阪神高速を含みます。

II. よくいただくご質問

1. 違反点数加算と累積について

問1 事業協同組合の組合員である違反会社が組合を脱退した場合、違反会社の累積点数は組合を脱退した後も継続されますか。違反会社が別の組合に再加入する場合、点数は引き継がれますか。

違反点数は事業者単位で2年間累積しますので、組合加入の有無及び組合の所属状況は累積点数に影響しません。よって、ご質問のような場合(ある違反会社が組合Aを脱退し、組合Bに再加入する場合など)でも、その違反会社に累積した違反点数はそのままとなります。

問2 ETCコーポレートカードではなく、現金又は信販会社が発行するETCカードで支払いを行った走行の際の違反でも違反点数の加算対象となりますか。

ETCコーポレートカード利用約款第23条第1項第四号で「カード利用者」が車両制限令違反をした場合、割引停止措置等を行う旨を定めております。「カード利用者」は、同約款第15条第2項において「カード利用者」で定めているとおり、支払手段が条件ではありません。なお、首都高速道路、阪神高速道路、本州四国連絡高速道路も各社の営業規則に基づき、支払手段を条件としておりません。

「カード利用者」

- 一 カード上に氏名又は名称が表示された契約者
- 二 カード上に氏名又は名称が表示された契約者の使用人その他の従業者
- 三 契約者が事業協同組合である場合は、カード上に名称が表示された組合員
- 四 契約者が事業協同組合である場合は、カード上に名称が表示された組合員の使用人その他の従業者

(ETCコーポレートカード利用約款第15条より引用)

2. 割引停止等措置の適用について

問3 平成29年4月1日以降も講習会はこれまでどおり実施されるのでしょうか。

平成29年4月1日以降においても講習会の対象者(対象者が組合員であればその組合も対象)となった場合は高速道路会社よりお知らせしますので、ご出席をお願いいたします。

問4 一度の集計で60点以上(たとえば累積120点など)の違反が確認された場合、複数の措置の適用が決定するのでしょうか。

60点、90点、120点など、累積点数に応じた割引停止措置等を定めており、それぞれの措置の基準となる累積点数に達するごとに、割引停止措置等を適用します。よって、一度の集計により、それぞれの基準に達した場合は(この質問の例では累積120点なので、60、90、120点に到達)、累積点数に応じた、一部割引停止措置(1か月+2か月)及び一部利用停止措置(1か月)を全て適用します。

3. 即時告発に係る割引停止等措置について

問5 「即時告発」と「即時告発相当」の違いは何ですか。

「即時告発」については、「総重量の最高限度の2倍以上の違反」が即時告発対象となり、対象となる違反については高速道路会社等が即時告発を実施します(※)。対象となる違反について即時告発を実施した時点で、当該違反者が保持している累積点数による措置とは別に、即時告発による一部割引停止措置の適用が決定します。

「即時告発相当」の違反とは、措置命令 B 又は C 相当の違反のうち、総重量が車両制限令に定める一般的制限値の2倍以上の違反を指します。当該違反に対する措置命令書が発出された時点で違反点数30点の加算が決定します。

※ 平成27年1月23日付け国土交通省HP 車両の通行の制限の一部改正について
http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000467.html を参照。

なお、特殊車両通行許可を受けた車両にあつては、「許可を受けた車両の総重量から車両の総重量の最高限度を減じた重量に、車両の総重量の最高限度の2倍の重量を加算した重量以上の違反」が即時告発の対象となるため、「即時告発相当」の違反すべてが即時告発されるわけではありません。「即時告発相当」であるが即時告発の対象とならない例は、下記のような場合です。(数値はいずれも架空)

《最遠軸距8.00m 以上9.00m 未満のセミトレーラーが下記の違反状態で高速自動車国道を走行した場合》

- ・総重量の最高限度(一般的制限値) 25.00t
- ・総重量30.00t の特殊車両通行許可あり
- ・総重量違反の計測値 52.00t

《「即時告発相当」に該当するか?》

「即時告発相当」とは、「措置命令 B 又は C 相当の違反のうち、総重量が最高限度の2倍以上の違反」つまり、 $25.00t \times 2 = 50.00t$ 以上の違反を指します。この車両は52.00t なので「即時告発相当」に該当し、30点の違反点数が加算されます。

《「即時告発」に該当するか?》

この車両は許可を受けているので、即時告発の対象となるのは、「許可を受けた車両の総重量から車両の総重量の最高限度を減じた重量に、車両の総重量の最高限度の2倍の重量を加算した重量以上の違反」つまり、 $(30.00t - 25.00t) + 25.00t \times 2 = 55.00t$ 以上の違反です。この車両は52.00t なので、即時告発の対象にはなりません。よって、この違反によって即時告発されることはなく、即時告発による一部割引停止となることもありません。

4. ETCコーポレートカード利用約款について

問6 一部割引停止・一部利用停止の「一部」は違反した車両のみなのでしょうか。

法人の場合は原則、事業所・営業所単位で割引停止措置等を課すため、必ずしも違反した車両(カード)だけに割引停止措置等を適用する訳ではありません。契約者が事業協同組合の場合、ETCコーポレート利用約款第23条で定めるとおり、対象は当該カード利用者が所属する組合員のカードの全部となります。なお、首都高速道路、阪神高速道路、本州四国連絡高速道路も各社の営業規則に基づき、同様の取扱いとなります。

Ⅲ. お問い合わせ窓口

■本リースフレットに関するお問い合わせ

本リースフレットや、車両制限令違反者に対する大口・多頻度割引停止措置等の見直しに関する一般的なご質問は、下記窓口へお問い合わせください。

TEL：ナビダイヤル 0570-018-900（有料）

お問い合わせ受付時間：9時30分～17時（土・日・祝日、年末年始を除く平日）

※上記お問い合わせ窓口は平成29年2月1日（水）9時30分開設となります。

※お問い合わせの際は、はじめに「車両制限令違反による大口・多頻度割引停止措置に関する問合せ」である旨をお伝えください。

■ETC コーポレートカードに関するお問い合わせ

大口・多頻度割引制度及び ETC コーポレートカードに関するご質問については、お客さまがご契約の ETC コーポレートカード取扱い窓口へお問い合わせください。

